

大阪市立鶴見南小学校 PTA 規約

第1章 名称

第1条 この会は大阪市立鶴見南小学校 PTA といい、その事務所を同校内に置く。

第2章 目的

第2条 この会は児童の父母、またはこれに代わる者(以下「保護者」という)と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の健全な成長をはかることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を遂げるために、次の活動をする。

- ① 教育水準を高めるために、会員の成人教育を盛んにするとともに学校教育について正しく理解を深める。
- ② 家庭と学校との緊密な連携によって、児童の福祉を増進する。
- ③ 家庭と学校と社会における教育的環境を良くする。

第3章 方針

第4条 この会は、教育を本旨とする民主的団体として、次の方針に従って活動する。

- ① 児童の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- ② 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。
- ③ この会、またはこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
- ④ この会は自主独立のものであって、他の団体からの支配、統制、または、干渉を受けない。
- ⑤ 学校の教育方針、および人事、並びに管理には干渉しない。

第4章 会員

第5条 この会の会員となることのできる者は、次の通りである。

- ① この学校に在籍する児童の保護者。
- ② この学校の校長、及び教職員。

第6条 この会の会員は、すべて会費を納める義務を有する。

第5章 経理

第7条 この会の経費は、会費、事業収入をもってする。

第8条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第9条 この会の資産はすべて第2章にあげた以外の目的のための支出、または使用してはならない。

第10条 この会の会費は、一律 1 口月額三百円／人 負担するものとする。

第11条 この会の経理は、会計監査を経て、会員に報告されなければならない。

第12条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第6章 役員とその選出

第13条 この会の役員は、次の通りである。

- ・ 会長 1名 保護者
- ・ 副会長 若干名 保護者 (男女各1名以上)
- ・ 書記 1名 保護者
- ・ 会計 1名 保護者

- ① 役員は、男女のいずれか一方にかたよってはならない。
- ② 役員は、他の役員、または会計監査を兼ねることができない。

第14条 役員の任期は 1 年とする。ただし、再任は妨げない。

第 15 条 役員の選出及び就任は、次の通り行われる。

- ① 7名以上の委員からなる役員候補者指名委員会(以下「指名委員会」という)を次の方法によってつくる。
 - ア 保護者の中から、次の通り 4名を選出する。
 - a 各学級の保護者は、互選により、各 2名の学級代表を選出する。
 - b これらの学級代表は、会合して互選により、4名の指名委員を選出する。
 - イ 教職員の中から互選により、2名の指名委員を選出する。
 - ウ 実行委員の中から互選により、1名の指名委員を選出する。

ただし、指名委員会は必要に応じ、実行委員会より若干名の委員を加えることができる。

 - ② 指名委員は、役員及び会計監査委員長の候補者になることはできない。
 - ③ 指名委員会は、各役員別に候補者をあげ、総会の 5日までに、全会員に知らせる。
 - ④ 候補者の指名は、その氏名を発表する前に、候補者の同意を得なければならない。
 - ⑤ 役員は、総会において、選挙もしくは承認によって選出される。
 - ⑥ 役員は、総会終了時より就任する。

第 16 条 会長に欠損を生じたときは、副会長が昇格する。任期は前任者の残任期間とする。

第 17 条 会長以外の役員に欠損を生じたときは、実行委員会がこれを補充する。任期は前任者の残任期間とする。

第 7 章 役員の資格とその任務

第 18 条 この会の目的、ならびに方針について、充分な理解をもっている会員で、公選による公職者でない者は、第 6 章の規定に従って役員になることができる。

第 19 条 会長は、次の職務を行う。

- ① この会を代表し総括する。
- ② 他の役員、及び校長の意見を聞いて、各委員会、及び特別委員会(指名委員会を除く)の委員長を委嘱する。
- ③ 実行委員会の承認を得て、各委員会、及び特別委員会(指名委員会を除く)の委員を委嘱する。
- ④ 総会及び実行委員会を招集する。
- ⑤ 各委員会(指名委員会、及び会計監査委員会を除く)に出席して意見をのべることができる。

第 20 条 副会長は、会長を補佐し会長不在の場合は代理を務め、その職務を代理する。

第 21 条 書記は、次の職務を行う。

- ① 総会、及び実行委員会の議事、ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
- ② 記録、通信、その他電子書面、書類を保管する。
- ③ 会長の指示に従って、この会の庶務を行う。

第 22 条 会計は、次の職務を行う。

- ① 総会が決定した予算に基づいて、いっさいの会計事務を処理する。
- ② 予算の立案に協力する。
- ③ 会計簿を保管し、いつでも会員の閲覧に供する。
- ④ 会計監査をうけて、会員に報告する。

第 23 条 役員の任務は、次の通りである。

- ① この会の目的達成に必要な活動の年間計画をたてる。
- ② 年間計画に基づく事業・活動に必要な収支予算の調整を行う。
- ③ 各委員会の事業・活動の調整を行う。

第 8 章 会計監査委員会

第 24 条 この会の経理を監査するために、会計監査委員会を置き、委員長の他、2名の委員を置く。

第 25 条 会計監査委員長の就任は、第 15 条に順じて行い、会計監査委員長が、他の委員を選任する。

第 26 条 会計監査委員会は、その年度の会計を監査し、年間 1 回以上全会員にその結果を報告する。

第 27 条 会計監査委員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

第 28 条 会計監査委員長は、実行委員会に出席して、意見を述べることができる。

第 9 章 総会

第 29 条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。

第 30 条 総会定足数全会員の 5 分の 1 とする。ただし、委任状を提出した者は出席とみなす。決議は出席者の過半数の同意を要する。

第 31 条 実行委員会が必要と認めたとき、会長はいつでも総会を招集する。

第 32 条 総会は毎年開催する。また、書面決議での開催も可能とする。その場合 3 分の 1 以上の異議申し立てがなければ可決とする。

第 33 条 この会の年間事業計画、および予算の審議決定、ならびに決算報告の承認は総会で行う。

第 10 章 実行委員会

第 34 条 実行委員会は、この会の役員、各委員会の委員長および校長、教頭、教務主任をもって構成される。

第 35 条 実行委員会の任務は次の通りである。

- ① 会長によって任命される各委員会の委員を承認する。
- ② 各委員によって立案された事業計画を審議検討する。
- ③ 総会に提出する議案を調整する。
- ④ 必要あるときは、特別委員会を設ける。
- ⑤ その他、規約ならびに総会の決議に従って、この会の事務を処理する。

第 36 条 実行委員会は学期ごとに 1 回以上定例会を開催することを原則とし、定足数は委員数の 2 分の 1 とする。

但し、やむをえない場合は、この限りではない。決議は、出席者の過半数の同意を要する。

第 11 章 委員会及び特別委員会

第 37 条 この会の活動に必要な事項について、調査・研究・立案・実施するために、次の委員会を置く。

・学級委員会・青少年活動委員会・保健給食委員会・広報委員会・学習人権委員会

第 38 条 この会の特定の目的を遂行するために、必要あるときは特別委員会を設けることができる。

- ① 特別委員会の委員長は、必要ある場合実行委員会に出席して意見を述べることができる。

第 39 条 各委員会、および特別委員会の委員長は、他の役員および校長の意見を聞いて会長が委嘱する。

- ① 委員は、委員長の選定に基づき実行委員会の承認を得て、会長が委嘱する。

第 40 条 各委員会、ならびに特別委員会の委員長、および委員の任期は、1 年とする。ただし、再任は妨げない。

- ① 委員会相互間において、委員長は、他の委員長を兼ねることができない。

第 41 条 学級委員会の任務は、次の通りである。

- ① その学年の会員が会員としての義務と権利を全うするようにつとめる。
- ② 教育環境がより好ましくなるようにつとめる。
- ③ 児童がよりよき教育を受けられるよう、環境の緑化および整備に協力する。

第 42 条 青少年活動委員会の任務は、次の通りである。

- ① 児童の健全な活動のために協力する。
- ② 児童のスポーツ、レクリエーション活動を活発にする。
- ③ 学校及び地域における青少年育成団体との連携をはかる。

第 43 条 **保健給食委員会**の任務は、次の通りである。

- ① 学校給食が十分な効果をあげられるようつとめる。
- ② 児童の健康増進をはかり、全員の保健衛生に対する理解を深めるようつとめる。

第 44 条 改正により削除。

第 45 条 **広報委員会**の任務は、次の通りである。

- ① 会員に対し、情報を伝達する。
- ② 地域社会に対して、この会の認識と理解を深め、協力を得るようつとめる。
- ③ 機関誌を年 1 回以上発行する。

第 46 条 改正により削除。

第 47 条 改正により削除。

第 48 条 改正により削除。

第 49 条 校長、および教頭、教務主任は各委員会、または特別委員会に出席して意見を述べることができる。

第 50 条 各委員会および特別委員会は、その事業計画について、実行委員会にはからなければならない。

第 51 条 改正により削除。

第 52 条 **学習人権委員会**の任務は、次の通りである。

- ① 家庭や地域の教育資源を活用し、児童の教育に寄与するよう学習の機会を設ける。
- ② この会の人権学習活動を活発にするために、研修事業を推進する。
- ③ 地域における関係諸団体との連携をはかる。
- ④ 全会員を対象に、標準服を中心とした学用品のリサイクルを実施し、物を大切にする意識を高める。

第 12 章 改正

第 53 条 この規約は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成によって改正することができる。ただし改正案はすぐなくとも 7 日前にその内容を全会員に知らせておかなければならない。

付記 本規約は、決定により、即日、効力を発します。

昭和 63 年 5 月 発効

平成 19 年 5 月 一部改正

平成 23 年 5 月 一部改正

平成 30 年 5 月 一部改正

令和 元年 5 月 一部改正

令和 3 年 5 月 一部改正

令和 4 年 5 月 一部改正

令和 6 年 5 月 一部改正

令和 7 年 5 月 一部改正